

杵築市公式LINEアカウント活用サービス改修業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

杵築市では、令和4年度に市公式 LINE を立ち上げこれまで約3年間運用してきたが、友達登録率は県内各市町村と比較すると、現状では県内最下位水準と極めて低く、LINE による迅速な情報提供が十分に行えていない状況にある。

そこで、本業務において必要な改修を行い、市民にとって利便性の高い情報発信体制を整備することで、友達登録者の増による情報発信基盤の充実を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1)業務名称

杵築市公式 LINE アカウント活用サービス改修業務

(2)業務の内容

別紙「杵築市LINE公式アカウント活用サービス改修業務仕様書」(※以下、「仕様書」という)のとおり

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

※令和8年4月1日から公式アカウントでの全サービスを開始できるようにすること。

(4)提案上限額

803, 000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

(5)業務場所

杵築市内

(6)プロポーザル方式等の種別(指名型又は公募型の別)

公募型

3. 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

杵築市公式LINEアカウント改修にあたり、「暮らしに関する情報を必要な時に得ることができるまち」をめざし、市民がスマートフォンから簡単に利用できるサービスを提供することで市民の利便性・快適性を向上させる必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から技術提案を募集し、杵築市プロポーザル方式実施要綱(令和2年10月20日杵築市告示第94号)に基づき一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

4. スケジュール

(1)実施要領の公告	令和7年11月 5日(水)
(2)参加申込書提出期限	令和7年11月19日(水) 17時まで
(3)参加資格審査結果通知	令和7年11月21日(金)
(4)質問の受付期間	令和7年11月25日(火) 17時まで
(5)質問の回答	令和7年11月28日(金) 17時まで
(6)企画提案書提出締切日時	令和7年12月 2日(火) 17時まで
(7)審査(書類審査)の実施	令和7年12月 5日(金)
(8)審査結果(選定結果)通知	令和7年12月11日(木)
(9)契約締結日	令和7年12月中旬予定

※スケジュールは予定であり、日程を変更する可能性があります。

5. 公募条件および期間等

(1)公募の方法

杵築市公式ウェブサイトにおいて公募する。

(2)公募期間

令和7年11月5日(水)～令和7年11月19日(水) 17時まで

(3)実施要領及び提案書等の様式の配布場所

杵築市公式ウェブサイト(<https://www.city.kitsuki.lg.jp/+>)

(4)事務局

〒873-0001

大分県杵築市大字杵築377番地1

杵築市役所 総務課 秘書広報広聴係

電 話 : 0978-62-1800

F A X : 0978-62-3293

メー ル : hisyo-koho@city.kitsuki.lg.jp

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 杵築市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加するものに必要な資格に関する要綱(令和6年杵築市告示第65号)により、令和7年度において、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び杵築市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）に規定する暴力団員ではないこと。

- (6) 国又は地方公共団体から指名停止措置などの行政処分がなされていないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者又は拘禁刑に処されている者がいない法人等。
- (8) 過去3年以内に、他の地方公共団体で同種の業務実績があること。
- (9) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された資格（「プライバシーマーク」又は「ISO27001認証」）を有すること。
- (10) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支援なく遂行できること。

7. 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問書（様式第5号）
- ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）※必ず到着確認の連絡を行うこと
- ③ 受付期限：令和7年11月25日（火）17時まで
- ④ 提出先及び連絡先：杵築市役所 総務課 秘書広報広聴係 ※5.（4）のとおり

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて令和7年11月28日（金）17時までに市公式ウェブサイトに掲載する。

8. プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号）・・・1部

① 納税（完納）証明書・・・各1部

杵築市内に本店又は支店等を有する場合

- ・国税に滞納が無いことの証明（その3の3等）（発行から3か月以内、写し可）
- ・杵築市税の完納証明（発行から3か月以内）

杵築市内に本店又は支店等を有していない場合

- ・国税に滞納が無いことの証明（その3の3等）（発行から3か月以内、写し可）

② 業務経歴書（様式第2号）・・・1部

③ 業務実施体制（様式第3号）・・・1部

④ 仕様書のセキュリティ要件に定める認証等の写し・・・1部

⑤ 会社概要が分かる会社案内等の資料・・・10部

⑥ 決算書（直近1期分）・・・1部

(2) 提出先

杵築市役所 総務課 秘書広報広聴係 ※5. (4)のとおり

(3)提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

※郵送の場合は書留郵便など送付記録が残る手段に限る。

(4)提出期限

令和7年11月19日(水) 17時まで

※持参による場合の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く、8時半から17時まで。

(5)参加資格決定の通知

令和7年11月21日(金)

9. 企画提案書の提出

(1)提出書類

①企画提案書(任意様式)・・・10部

②見積書(様式第4号)・・・1部

(2)提出先

8. (2)と同じ

(3)提出方法

8. (3)と同じ

(4)提出期限

令和7年12月2日(火) 17時まで

※持参による場合の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く、8時半から17時まで。

(5)企画提案書の作成方法

①基本的事項

別紙「杵築市公式LINEアカウント改修業務公募型プロポーザル提案評価基準」(以下、「評価基準」という)及び仕様書を踏まえ、本事業の目的、要件等を反映した提案内容とすること。

企画提案書は1者1案とする。

②追加機能

仕様書に記載のない事項で、市民の利便性向上や職員の負担軽減に繋がる機能がある場合は記載すること。提案は本業務の委託料の範囲で実施可能か、別途費用が必要か明示すること。別途費用が必要な場合は金額も示すこと。

③業務実施体制

本業務の実施にあたっての取組体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画を示すこと。

④セキュリティ対策

セキュリティ対策について記載すること。

⑤サポート体制

令和8年度以降のサポート内容について記載すること。

⑥企画提案書作成時の留意事項

ア)図や表などを用いて事業内容等を分かりやすく記載すること。

イ)企画提案書の枚数は制限しない。

ウ)文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

エ)提出書類はA4版片綴じを原則とする。部分的にA3を使用する場合は片袖折とする。

(6)見積書の作成方法

①提案に係る見積金額総額(令和7年度分)を記載すること。(消費税及び地方消費税を含まない)

②積算根拠の詳細については、本見積書とは別に明細(任意様式)を添付すること。(消費税及び地方消費税を含んだ金額が確認できるもの)

③本業務により構築したシステムは、次年度以降においても運用を継続することを想定しているため、自社が受託した場合の次年度の概算費用(経費内訳含む)、及び運用・保守業務実施に係る工夫があれば記載すること。

10. 事業者の選定

(1)審査方法

①市職員で構成する審査委員会及び事務局において、別紙の「評価基準」に基づき審査を行う。

②審査の合計点数が最も高かった提案事業者を受託候補者として選定する。

③合計点数が同じになった場合は、審査委員会の合議により比較審査を行い、順位を決定するものとする。

④審査の結果、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合は、順位が1位であっても受託候補者として選定しない。

⑤受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、失格事項に該当した場合又はその他の理由で契約の締結が不可能となった場合は、次点の提案事業者を受託候補者とする。

⑥審査結果についての異議は一切認めない。

(2)審査(書類審査)

参加申込書等について、事務局において評価基準に基づき審査し、評価点の高い順に順位を決定の上、受託候補者を選定する。

(3)審査結果の通知

審査結果は、選定作業終了後に全ての提案事業者に書面で通知するが、審査経過は公表しない。また、書面通知後に市公式ウェブサイトにおいて受託候補者の名称を公表する。

(4)その他

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①提出書類が、提出方法・提出先・提出期限に適合しない場合
- ②提出書類及び提案内容に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11. 契約の締結

- (1)受託候補者と杵築市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2)その他
 - ①契約代金の支払いは精算払いとする。ただし、部分払いが必要な場合は別途協議を行う。
 - ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12. その他

- (1)提出書類は返却しない。
- (2)提案に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3)提出書類の訂正、差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (4)提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、杵築市情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (5)提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (6)企画提案書及び見積書は企画提案者ごとに1提案に限る。
- (7)提案内容は、契約を締結する際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (8)提案事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を実施し選定の可否を決定する。
- (9)今後、国等における通知や、LINE社側の仕様変更等によりサービス等の運用について変更があった場合は、契約の範囲において運用を満たすよう柔軟に対応すること。
なお、契約金額内での対応が困難な場合には、市と協議を行うこと。